

実施設計業務委託特記事項（案）

1 特記事項の適用

本実施設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

1. 1 件 名 清瀬市新校建設整備基本設計・実施設計業務委託

1. 2 委託場所 清瀬市中里五丁目7-4-1

1. 3 契約期間 契約締結日の翌日～令和9年3月31日（予定）

1. 4 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

【建設】小学校
延床面積約 10,000 m²（提案による）
用途 ■単一用途 □複数用途
構造的な区分の可否 ■可能 □不可能
【建設】学童クラブ
延床面積（提案による）
用途 ■単一用途 □複数用途
構造的な区分の可否 ■可能 □不可能
【外構】校庭整備 ■あり □なし
【解体】現有小学校校舎（合算） 延床面積 5,196 m²（RC造3階）
【解体】現有小学校体育館 延床面積 671 m²（S造2階）
【解体】現有小学校屋外プール、及び附属室 延床面積 15 m²（CB造1階）
【解体】現有中学校屋外プール、及び附属室 延床面積 19 m²（CB造1階）
【解体】現有小学校倉庫類 延床面積 約 40 m²（CB造1階）
【敷地面積】 12,447.92 m²（将来の道路拡幅予定地を除く）
【中学校敷地面積】 15,656.18 m²（将来の道路拡幅予定地を除く）
学童クラブの配置については新校舎内または別棟の可能性あり
現有中学校屋外プールの付属品として、マンホールトイレも含む
現有中学校体育館の大規模改修を別途実施予定
解体の対象建物については、別図1による

■新改築・増築工事（清瀬市立清瀬小学校）

〔総合〕
敷地の特殊性 □あり ■なし
構造種別 □木造（小規模なものは除く） ■木造以外（ただし、提案による変更可）

〔構造〕

建築物の形状の特殊性 ☐あり ☒なし
敷地の特殊性 ☐あり ☒なし
特殊な解析、性能検証等 ☐あり ☒なし
特殊な構造（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） ☐あり ☒なし
免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） ☐あり ☒なし
構造種別 ☐木造（小規模なものは除く） ☒木造以外（ただし、提案による変更可）

〔設備〕

敷地の特殊性 ☐あり ☒なし
特別な性能を有する設備 ☐あり ☒なし

☐改修工事 ☐設備改修工事 ☒解体工事（現有小学校校舎ほか）
既存図面の有無： ☒紙図面あり ☒C A Dデータあり（体育館のみ） ☐既存図面なし
積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書： ☐あり ☒なし
事業を継続させながら行う工事： ☐対象 ☒非対象
発電設備： ☐あり ☒なし
空調設備： ☒あり ☐なし
昇降機設備： ☒あり ☐なし
解体・グラウンド整備等工事： ☒あり ☐なし

■その他

建築物の類型

第七号1類、

建設予定工期

小学校建設工事：令和9年4月～令和11年3月まで（3月末引渡し）
小学校開校準備工事（備品搬入工事等）：令和11年4月～令和11年5月まで
新校引越し：令和11年6月～令和11年8月まで
新校2学期開始想定：令和11年9月
既存校舎の解体工事：令和11年10月～令和12年6月まで
校庭整備工事：令和12年7月～令和12年10月まで
東側・北側道路拡幅工事との調整あり

1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否

■計画通知(建築物)必要 (別記2による)

代表となる設計者 (■受託者 □工事主管課長)

計画通知の申請予定日 令和8年11月中旬予定(令和9年2月末までに確認申請取得)...

□計画通知(建築物)不要

2 設計業務の内容

実施設計業務(以下「設計業務」という。)の内容は、下表に掲げる業務内容に基づきアからエまでとする。

また、設計成果物は、別表1のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表2の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

項 目		業 務 内 容
(1) 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	① 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
(4) 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的かつ詳細に表現する。
	② 建築確認申請図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。

(6) 実施設計内容の監督員への説明等	実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。
---------------------	--

必要な項目は、以下のアからエまでに掲げるもののうち■印のものとする。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図の原図（A1 電子データを出力したもの1部）
 - 建築意匠設計図
 - 建築構造設計図
 - 仮設計画図
 - 工事工程表
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表の作成に当たっては、（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムに基づき作成する
 - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する
 - 電気設備設計図
 - 機械設備設計図
- A1 を A3 に縮小した原図（電子データを出力したもの1部）
- 製本（正・副2部）
- 縮小製本（7部）
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）の作成
- 委託業務に関する協議書の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録書（写し）
- 議会関連に関わる関係資料の作成（図面共）及び印刷
- 市民意見公聴会の実施（1回を予定）

イ その他実施設計に必要な業務

- 環境配慮チェックシートを作成

評価は、東京都建築物環境配慮指針におけるエネルギーの使用の合理化の分野のうち、「建築物の熱負荷の低減」、「再生可能エネルギーの利用」及び「省エネルギーシステム」の3項目で行い、いずれの項目でも最高評価「段階3」を目指す。

 - 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成
 - リサイクル計画書の作成
 - 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
 - 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
 - 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく（ア）から（ウ）までのチェックリストを作成（リサイクル計画書に添付）し、あらかじめ

監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。

また、環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（財務局最新年度版）の分類において、「原則として使用する品目」については、これを使用した設計を原則とする。

(ア)環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（財務局最新年度版）

(イ)環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（財務局最新年度版）

(ウ)環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（財務局最新年度版）

■ ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】の作成

■ ユニバーサルデザイン導入ガイドラインチェックリストの作成

■ 景観配慮整備書の作成

新築・改築・増築設計における景観配慮整備書の作成に当たっては、以下の基準に基づき作成する

① 景観に配慮した都立建築物のあり方報告書（東京都財務局）

② 公共事業の景観づくり指針（東京都都市整備局）

③ 大規模建築物等景観形成指針（東京都都市整備局）

■ 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《実施設計》の作成

■ 設計レビューへの協力業務（別記1による）

■ 成果品の電子データを収めた CD-R の作成

ウ 追加業務

■ 工事費概算書の作成

積算資料の作成は原則として R I B C による。（R I B C（リビック）とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）

■ 数量積算書

■ 工種別積算チェックリスト

■ 見積比較表

■ 見積書

■ 単価適用根拠（物価本等写）

■ 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務（別記2による）

□ 仮庁舎等の仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請業務

■ 許認可申請図書の作成及び申請業務

..... 開発許可申請（該当する場合）.....

□ 評定申請図書の作成及び申請業務

.....
■ 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL＊／BEI）

300 ㎡以上の新築、改築、増築

■ 建築物環境計画書の作成及び申請業務（該当の場合）

延床面積 2,000 ㎡以上の新築、改築、増築

■ 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務

■ 透視図の作成（アルミフレーム額入り）

外観【周囲の街区等の景観含む】（鳥瞰図.....1.....枚、外観図.....2.....枚）

内観 2 枚 (サイズ A2、特記事項 カラー印刷、対象は監督員と協議)

■ 模型製作 (敷地範囲は小学校敷地全体、及び中学校敷地全体を含む)

敷地全体 (スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り等)

建設施設 (アクリルボード着色等)

縮尺 (1/300)、主要材料

ケースの有無 (有) 及び材質 (アクリル樹脂・台座・キャスター付)

■ 省エネルギー計算書の作成 (標準入力法 PAL※/BEI)

□ 設計 VE への協力業務 (別記による)

■ 什器設計及び発注仕様書作成

■ 施設台帳に係る資料作成支援業務

■ 資産区分に係る資料作成支援業務

エ 特別依頼業務

□ デジタルテレビ放送受信障害予測調査

□ 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備考

■ その他標準外業務 (別表 4 による)

3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

4 プロポーザル方式により設計業務を受託した場合の業務履行体制

受託者は、本実施設計又は本実施設計の前提となる基本設計をプロポーザル方式により受託した場合には、プロポーザル方式の技術提案書により提案した履行体制により当該業務を履行すること。

5 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（各基準類の制定年月日については、監督員と打合せること。）

ア 共通

- ・ 公共建築物整備の基本指針（財務局）
- ・ 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）
- ・ 官庁営繕事業における電子納品関連資料（国土交通省官房官庁営繕部）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設省大臣官房技術参事官通達）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 小学校施設整備指針（文部科学省）
- ・ 小学校設置基準（文部科学省）
- ・ 中学校施設整備指針（文部科学省）
- ・ 中学校設置基準（文部科学省）

イ 建築

- ・ 東京都建築工事標準仕様書
- ・ 構造設計指針・同解説（財務局）

ウ 電気設備

- ・ 東京都電気設備工事標準仕様書

エ 機械設備

- ・ 東京都機械設備工事標準仕様書

オ 敷地測量調査

- ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省官房官庁営繕部）

カ 地盤調査

- ・ 地質・土質調査業務等共通仕様書（関東地方整備局）

キ アスベスト調査

- ・ 「石綿に係る特定粉じんの濃度測定法」（環境庁告示第93号）
- ・ 「アスベスト成形板対策マニュアル」（東京都環境局）
- ・ 「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（改訂版）（東京都環境局）
- ・ 「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（日本建築センター）

ク 土壤汚染地歴調査

- ・ 東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第215号第117条
- ・ 「東京都土壤汚染対策指針」

ケ 解体工事

- ・ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

6 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

ア 工事発注時に入札参加者に対し、電子データを貸与（工事費積算用）

イ 工事施工時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用）

7 技術提案型総合評価方式への協力

受託者は、当該設計による工事の技術提案型総合評価方式が実施される場合は、委託者が行う技術提案課題の検討に協力しなければならない。

8 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

9 その他

ア 工事費を下記日程にて算出すること。 設計者視点で一度時期を検討

第 1 回 令和 8 年 9 月末（予定）（積算）

イ イニシャルコスト、ランニングコスト及びライフサイクルコストについては、計画的保全を踏まえて検討し、年間の保守メンテナンスコスト資料の作成支援を行うこと。

ウ 実施設計に当たり、清瀬市策定の基本計画、提案書及び基本設計を踏まえ、清瀬市のコンセプトに基づいた提案をすること。

エ 長期的な視点を見据えた修繕・改修計画の提案をすること。

オ 受託者は、本業務を遂行するにあたり、設計図書の整合性を確保し、工事請負業者へのスムーズな引継ぎができるように配慮すること。

カ 受託者は、施工者の選定について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、委託者に対し選定支援及び提案を設計段階から行うこと。

キ 設計にあたって、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果をコスト縮減検討報告書としてとりまとめを行う。

ク 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う関係法令に適合させた図書の作成を行い、計画通知等の手続きを行うこと。また、申請手数料は、受託者の負担とする。

ケ コンストラクション・マネージャー（以下、「CMr」と言い、監督員等を含むものとする。）を導入していることから、CMr と協力しながら業務を進めること。

別記1 設計レビュー

受託者は、設計業務の途次において委託者が実施設計レビュー（以下「レビュー」という。）を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

ア レビューの概要

(ア) レビュー実施の時期

- a 原則として、積算作業開始前1回とする。
- b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

(イ) レビュー実施期間は、原則として1日とする。

イ レビューへの協力

(ア) 受託者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。

■工事費概算書、別表1（その1）、別表2を参考とした必要資料.....

□

(イ) 委託者がレビューを実施する際、受託者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明の補助をするものとする。

ウ レビュー事項の取扱い

(ア) 受託者は、監督員の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。

(イ) 受託者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

別記2 計画通知等申請図書の作成及び申請手続き業務

受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

ア 計画通知等の申請図書の作成

(ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。

(イ) 計画通知やそれに伴う許認可、開発許可申請、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受託者の責任において、修補しなければならない。

なお、これらにかかる再申請の手数料は、受託者の負担とする。

イ 計画通知等の申請手続き業務

(ア) 受託者は、計画通知等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。

(イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、以下の機関から選定するものとする。

- ・東京都防災・建築まちづくりセンター
- ・日本建築センター

(ウ) 省エネ適合性判定を伴う場合は、計画通知を所管する行政庁又は登録省エネ判定機関のどちらを選択しても良いものとする。

(エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。

(オ) 当初の計画通知等の申請手数料は、受託者の負担とする。ただし、計画変更に係る申請手数料に関しては別途協議とする。

別表1 実施設計成果物納品リスト（その1）

	対象	成果物等	提出 部数	電子 デー タ	仕様・備考
業務実施 計画書	■	委託概要	2	○	
		設計業務体制及び技術者届			
		設計方針			
		設計業務工程表			
		その他			
設計図書	■	設計図の原図（A1）	1	○	電子データを出力したもの （ケース付）
	■	A1 を A3 に縮小した原図	1		
	■	製 本	2		
	■	縮小製本	7		
	■	特記仕様書	1	○	
計算書	■	構造計算書	2	○	
	■	設備設計計算書	2	○	
積 算	■	工事費概算書	2	○	R I B Cデータ
	■	数量積算書	2	○	
	■	工種別積算チェックリスト	2	○	
	■	見積比較表	2	○	
	■	見積書	1	○	
	■	単価適用根拠（物価本等写）	1	○	
行政届出	■	建築基準法等関係法令に基づく図書	2	○	
	■	許認可申請図書	2	○	
	□	評定申請図書			
	■	省エネルギー計画書（該当する場合）	2	○	（300 ㎡以上）
	■	建築物環境計画書（該当する場合）	2	○	（2,000 ㎡以上）
	■	緑化計画書（該当する場合）	2	○	（敷地 1,000 ㎡以上）
	■	開発許可申請書（該当する場合）	2	○	
業務書類	■	打合せ記録簿（監督員、建築確認申請 及び消防、上下水道、ガス、電力、通 信等の関係機関との打合せ）	2	○	
	■	PUBDIS 登録書（写し）	2	○	PDF
業務完了 報告書	■	設計概要	2	○	※基本設計説明書を更新したも の
		業務結果内容			
		業務工程表（実施を朱書き）			
		実施設計説明書※			
		納品書			
		協議書			
		その他			

※（必要な成果品を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける）

別表1 実施設計成果物納品リスト（その2）

対象	成果物等	提出部数	電子データ	仕様・備考
■	建物保全データ	2	○	特別品目を選択した場合 調達推進品目を選択した場合 特定調達品目を選択した場合
■	環境配慮チェックシート	2	○	
□	省エネ・再エネ東京仕様導入表			
■	リサイクル計画書	2	○	
■	再生資源利用計画書ー建設資材搬入工事用	2	○	
■	再生資源利用促進計画書ー建設副産物搬出工事用	2	○	
■	環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト (財務局最新年度版)	2	○	
■	環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト (財務局最新年度版)	2	○	
■	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト (財務局最新年度版)	2	○	
■	ユニバーサルデザイン導入整備書【実施設計】	2	○	
■	ユニバーサルデザイン導入ガイドラインチェックリスト	2	○	別に定める仕様による JPEG 敷地全体と建設模型 省エネルギー計画書と同様
■	景観配慮整備書	2	○	
■	設計内容の適正化及びコスト管理チェック表 《実施設計》	2	○	
■	設計レビュー資料	1	○	
■	コスト縮減検討報告書	2	○	
■	打合せ記録簿	2	○	
■	成果品の電子データを収めたCD-R	2		
■	透視図	1	○	
■	模型・模型写真(10カット)	1式		
■	省エネルギー計算書	2	○	該当する場合 事前協議を含む
■	補助申請に係る関係資料	2	○	
■	設計VE資料	1	○	
■	PUBDIS登録書(写し)	2	○	
■	実施設計スケジュール	2	○	
■	付帯工事に関する設計及び積算資料	2	○	
■	近隣への説明資料	協議	○	
■	緑化計画書及び現地調査資料	2	○	
■	解体設計図書及び積算書(公園施設含む)	2	○	
■	耐火性能評価に関する資料	2	○	別表3を参照
■	仮使用承認申請書	2	○	
■	関係法令、条例等に基づく資料	2	○	
■	外構・ランドスケープ計画書及び積算書	2	○	
■	建築・電気設備・機械設備概算書、積算書	2	○	
■	長期維持・保全計画書(維持管理費算出含む)	2	○	
■	施設運営管理業務に係る資料	2	○	
■	建物保全データ	2	○	
■	実施設計説明書	2	○	基本設計説明書を更新したもの
■	工事工程表	2	○	
■	イニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルコストに対するシステム毎の比較表	2	○	
□	デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書			
■	パンフレット	協議	○	

※(必要な成果品を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける)

別表2 「図面内訳（標準）」

		図 面	標準縮尺	備 考
建築設計図	意匠	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 敷地求積図 配置図 面積表 仕上表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 詳細図 （平面詳細図） （断面詳細図） （部分詳細図） 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 仮設計画図（指定仮設） 仮設計画図（参考図） 工事工程表 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/3000 1/600 (500) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/20 (30) 1/20 (30) 1/50 (100) 1/100 (200) 1/200 1/50 (100) 1/200 1/20 (30,50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて建物求積図を作成する。 必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/50 を用いることができる。
	構造	構造共通図 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 配筋リスト 配筋詳細図 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/30 (50) 1/20 (30) 1/20 (30) 1/30 (50) 1/30 (50) 1/20 (30)	必要に応じて図面に記載する

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
電気設備設計図	電 気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図 その他計画通知申請に必要な図面 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 結線図 機器配置・配線図（平面図） 系統図、システムブロック図 空配管図（平面図） 分電盤回路表 制御盤回路表 その他「通信・情報」に掲げる図表	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上
	通 信・情 報	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図） 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図 （通信・情報設備空配管図） 機器配置図（平面図） 機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生・ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階） 系統図（配管） 平面図（配管）（各階） 自動制御設備 機器表・システム図・動作ブロック図・平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 かが室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 機械室平面図含む 監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

別表3 積算業務成果図書及び提出部数

成 果 物 等	部 数	備 考
建築積算 建築工事積算数量算出書 建築工事積算数量調書 単価作成資料 見積検討資料（見積書含む） 工事費積算書	2 部 2 部 2 部 2 部 2 部	A4判を原則とし、製品形態については監督職員の指示による
電気設備積算 電気設備工事積算数量算出書 電気設備工事積算数量調書 単価作成資料 見積検討資料（見積書含む） 工事費積算書	2 部 2 部 2 部 2 部 2 部	A4判を原則とし、製品形態については監督職員の指示による
機械設備積算 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 単価作成資料 見積検討資料（見積書含む） 工事費積算書	2 部 2 部 2 部 2 部 2 部	A4判を原則とし、製品形態については監督職員の指示による
その他 各記録書 工種別内訳書 内訳明細書 変更金額一覧表（必要に応じて）	2 部 2 部 2 部 2 部	A4判
電子データ	2 部	
単価適用根拠（物価本等写）	2 部	

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

※解体工事、外構工事、改修工事、付帯工事についても、上記の形式にならうものとする。

別表 4 実施設計業務の内容（補足）（標準外業務一覧）

項目	業務内容
(1) 実施設計スケジュールの作成	実施設計業務着手と同時に、各段階に応じて必要な検討項目が網羅された実施設計期間中における設計スケジュールを作成し、監督員に確認を得る。
(2) 解体設計及び積算	解体工事設計、概算及び積算算出（工費費内訳明細書、数量調書を含む）（別表 3 を参照）
(3) 外構・ランドスケープ計画及び積算	基本設計で立案した方針を元に、詳細設計を行う。透視図、平面・立面・断面図等を作成する。
(4) 設計変更対応・VE 検討	不調不落や、委託者の要望変更等による設計変更が生じた場合の対応（構造設計の変更を伴わない、1 ヶ月程度の期間で対応可能な変更内容について対応を行った場合）
(5) 透視図の作成	内観 2 カット、外観 2 カット、鳥瞰 1 カットを作成する。
(6) 省エネルギー計画書の作成及び申請	省エネルギー計算書に関する資料の作成及び申請をする。
(7) C A S B E E 評価資料の作成	自己評価を含む。A ランク以上とする。
(8) 耐火性能評価に関する資料作成及び申請	防耐火構造・防火材料等性能評価に関する資料の作成及び申請をする。
(9) 長期維持・保全計画 (LCM) の作成	ライフサイクルコスト（維持管理費含む）を含めた長寿命化計画、長期修繕計画を作成する。
(10) 建築・電気設備・機械設備等積算	積算書の作成を行う。積算業務の詳細については別表 3 による。
(11) 関係法令、条例等に基づく各種申請	関係法令、条例等に基づく資料作成及び各種申請を行う。（都市計画等に係る内容及び申請費用を含む。）
(12) 付帯工事	新規什器レイアウトの設計、見積書の作成、及び移転・引越計画支援を行う。
(13) 設備等設計及び積算	校内ネットワーク設備、入退室管理設備、機械警備設備、CATV・有線放送設備、AV 機器設備等の計画並びに各設備に対応する電源設備計画、配管設備計画及びケーブルルート計画を行う。
(14) 施設運営管理支援業務	設計条件を踏まえた施設運営管理業務に係る資料作成の支援を行う。
(15) パンフレットの作成	庁内・市民へ配布するためのパンフレット作成を行う。
(16) 近隣への説明資料作成及び対応、協議	必要に応じて、近隣への説明資料を作成し、監督員を支援する。
(17) 設計業務関連	別途工事との調整業務（工事区分の明確化、先行検討が必要な項目の把握と設計図への盛り込み）。その他、本仕様書以外の設計業務についても設計を進める上で必要な業務は適時実施するものとする。
(18) 庁内検討会議等の資料作成及び協力支援	必要に応じて、庁内への説明資料を作成、監督員を支援する。
(19) 3 次元による各種シミュレーション	意匠、構造、電気設備、機械設備の整合性検証、及び建物引渡し時に BIM データとして引き継がれることを想定
(20) 国庫補助金等取得にかかる補助業務	国庫補助申請に係る資料作成を行う。
(21) 設計コンセプトブック作成業務	設計コンセプトに沿った、学校関係者へ配布、説明するための学校施設空間の使い方、運営ガイドブックの作成。
(22) 認定について	エコスクール認定等の各種補助金申請用資料作成及び協力業務
(23) 土壌汚染対策法、東京都環境確保条例に基づく申請業務	調査、報告、申請及び必要に応じて土壌汚染対策措置の検討をすること。

(24) 非構造部材の耐震対策設計、検討報告作成業務	学校施設の特性を考慮した、耐震性の向上を検討、作成すること。
(25) BELS 申請手数料、及び認証取得業務（ZEB 認証含む申請手続き等）	建築物省エネルギー性能表示制度に基づき、一定の建性能評価を満たすこと。
(26) 各種申請手続き業務	設計業務上必要な各行政手続き業務（事前協議、各種届出、議事録作成含む）を行う。
(27) 施設台帳に係る資料作成支援業務	文部科学省に提出する施設台帳に係る資料作成の支援を行う。
(28) 資産区分に係る資料作成支援業務	建物等の資産区分に係る資料作成の支援を行う。

別図1 解体建物リスト

受託者は、以下の解体建物を対象に設計業務を行うこととする。

